

令和6年度 学校体育施設開放の手順書

＜学校体育施設を使用する団体の方へ＞

①学校の体育館や運動場を使用する団体は、和泉市立小・中学校体育施設開放事業「登録申請書」、「使用者名簿」を提出して下さい。

◇団体を構成される方の3分の2以上が市内在住または在勤、在学の者であり、責任者が明確であること。

②「登録申請書」は、どの団体も提出が必要です。

「使用者名簿」は、校区内の子ども会やPTA、町会関係、青年団については提出不要です。

③登録が完了したら、各学校の教頭先生と日程を調整したうえで、「学校体育施設使用申請書」を学校へ提出し、「学校体育施設使用許可書」を受け取って下さい。

④使用開始時間については午前9時からの使用を厳守してください。

また、使用許可時間の15分前に練習を終了し、清掃及び整備を行ってください。

使用許可時間の5分前には照明器具を消灯し、午後9時までに学校から退出して下さい。

⑤持込備品・物品がある場合、管理指導員である教頭先生と相談のうえ使用し、使用後は速やかに撤去もしくはお持ち帰りください。

⑥学校施設の備品については、使用できません。

【使用団体へのお願い】

○今まで定期的に使用していても、更新手続き＜毎年登録＞が必要です。必要書類をご提出下さい。

○学校体育施設の使用時間は、清掃や整備も含めた時間です。必ず実施して下さい。

○使用時間を厳守しなかったり、騒がしかったりすると、周辺住民とのトラブルの原因となります。トラブルにならないように、常に心掛けて下さい。

※上記のお願いを遵守できない場合は、学校体育施設の使用を停止することもありますので、ご対応をお願いいたします。

＜教頭先生（管理指導員）へ＞

①学校体育施設の使用を希望する団体に「登録申請書」及び「使用者名簿」の書類を渡して下さい。

②「登録申請書」及び「使用者名簿」を受理した団体にのみ、使用日の調整をして下さい。

※登録なしで使用させないで下さい。

※登録関係書類を受理したらスポーツ振興担当へ書類を逡送して下さい。

確認後、原本は返却しますので、各学校で保管して下さい。

③使用申請書の提出がありましたら、2枚目の許可書を利用団体へ交付して下さい。

一枚目の申請書は、使用期間経過後にスポーツ振興担当へ逡送して下さい。

【管理指導員へのお願い】

○規則、要綱に定められているように対象は、市内在住または在勤・在学の者で構成された団体で、責任者が明確であることが規定されていますので、対象者から登録申請や問い合わせがあった場合は、特別な理由がない限り、断ることができません。

○これまで使用してきた団体であっても、使用回数や曜日の指定の権利を与えておりませんので、公平に使用できるようご配慮をお願いいたします。

＜登録を断る場合＞

○使用団体が学校体育施設を使用することで学校教育に支障がでる場合

○規則、要綱に規定している時間以外の使用希望の場合等

施設名	摘 要	開 放 日	開放時間
運動場	夜間照明設備を設置していない学校	土曜日	午前 9 時～午後 5 時
		日曜日・祝日	
		長期休業日	
	夜間照明設備を設置している学校 小学校（信太、緑ヶ丘、国府） 中学校（富秋、光明台、槇尾）	平日	午後 6 時～午後 9 時
		土曜日	午前 9 時～午後 9 時
		日曜日・祝日	
		長期休業日	
体育館	全ての学校	平日	午後 6 時～午後 9 時
		土曜日	午前 9 時～午後 9 時
		日曜日・祝日	
		長期休業日	

学校体育施設使用団体登録申請書

誓 約 書

- ① 私たちの団体は、貴校の体育施設を利用するにあたり営利目的での使用は一切致しません。
また、活動にあたり会費を徴収する場合は会員に会計報告をいたします。
- ②施設や備品を破損した場合は、現状に復します。
- ③使用団体に関する問合せに対して個人情報公開することを承諾します。
- ④学校や管理指導員の指示に従い、使用上のルールを遵守いたします。
- ⑤学校施設内で発生した事故については、使用団体においてすべて処理します。

年 月 日 代表者名

※申請者が自署しない場合は記名押印してください。

※連絡が取れるようにE-MAILの記入をお願いします。

< 提出日 : 年 月 日 >

学 校 名	学 校					
使用施設	運 動 場 ・ 体 育 館					
使用団体名						
競技種目						
主な利用者	大 人 ・ 子 ども (子ども会等)					
使用人数	市 内	人	市 外	人	計	人
使用を希望する	一ヶ月につき約 回 () 曜日			時 分 ~ 時 分		
回数・曜日・時間	一ヶ月につき約 回 () 曜日			時 分 ~ 時 分		
代 表 者	(ふりがな) 氏 名 生年月日 年 月 日					
	E-MAIL ※連絡をする際に利用させて頂く場合があります。ご了承ください。					
	(〒 -) 自宅住所 電話番号					
	勤務先名 電話番号 勤務先住所					
	在学先名 電話番号 在学先住所					

※代表者の住所が、市内以外の場合は、勤務先または在学先名をご記入下さい。

※提出いただいた書類は学校体育施設開放に係る業務以外に一切使用しません。

管理指導員	教育委員会
印	印

学校体育施設使用団体構成員名簿

提出日： 年 月 日

学 校 名	学 校	使用施設	運動場 ・ 体育館
使用団体名		種 目	
代表者氏名		連絡先	

1		市内 市外	
2		市内 市外	
3		市内 市外	
4		市内 市外	
5		市内 市外	
6		市内 市外	
7		市内 市外	
8		市内 市外	
9		市内 市外	
10		市内 市外	

※団体を構成される方の3分の2以上が市内在住または在勤の者である必要があります。

※1枚で記入できない場合はコピーをお願いします。

※提出いただいた書類は学校体育施設開放に係る業務以外に一切使用しません。

学校体育施設使用申請書

年 月 日

和泉市教育委員会 あて

使用団体名	
代 表 者 名	
住 所	
電 話	

次のとおり学校体育施設を使用したいので許可くださるよう申請します。

なお、使用にあたっては、関係規則を遵守するとともに、万一、施設・備品等を棄損又は滅失したときは、使用者において弁償します。

本使用申請は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益となるものではありません ・ ・ ・ ・ ・ □

また、本情報を和泉警察署に照会することに同意します。 ・ ・ ・ ・ ・ □

学 校 名	
使用施設	運 動 場 ・ 体 育 館
種 目	

【 月分】

回	使 用 年 月 日	使用人数
1	年 月 日 () 時 ～ 時	約 人
2	年 月 日 () 時 ～ 時	約 人
3	年 月 日 () 時 ～ 時	約 人
4	年 月 日 () 時 ～ 時	約 人
5	年 月 日 () 時 ～ 時	約 人
6	年 月 日 () 時 ～ 時	約 人
7	年 月 日 () 時 ～ 時	約 人
8	年 月 日 () 時 ～ 時	約 人
9	年 月 日 () 時 ～ 時	約 人
10	年 月 日 () 時 ～ 時	約 人
備 考		

学校体育施設使用許可書

年 月 日

使用団体名	
代 表 者 名	様
住 所	
電 話	

和泉市教育委員会

次のとおり学校体育施設の使用を次の条件を付けて許可します。

- 1. 本許可書以外の目的に使用しないこと。
- 2. 許可のあった場所以外に立ち入り、又は施設・設備を無断で使用しないこと。
- 3. 使用者は、使用中に施設・備品を破損または滅失したとき、又は第三者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。
- 4. 特定の政党を支持又は反対するための活動、及び政治団体等の政治活動に使用しないこと。
- 5. 学校行事及び公的行事等による特別の事情が生じた場合その許可を変更し、又は取り消すことがある。
- 6. 裏面記載の使用者心得を遵守すること。

学 校 名	
使用施設	運 動 場 ・ 体 育 館
種 目	

【 月分】

回	使 用 年 月 日	使用人数
1	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
2	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
3	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
4	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
5	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
6	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
7	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
8	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
9	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
10	年 月 日 () 時 ~ 時	約 人
備 考		

使 用 者 心 得

学校体育施設の使用を認められた団体は、次の事項を守らなければならない。

1. 使用団体の責任者は、使用許可時間中は当該団体の指揮監督にあたること。
2. 入退校は、原則として集団行動をとること。又使用許可場所以外に立ち入らぬこと。
3. 常に善良なる使用者としての注意と責任をもって使用すること。
4. 許可された使用時間（準備及び片づけ、清掃の時間を含む）を厳守すること。
5. 常に安全に注意しながら行うこと。なお、予期しない災害・事故等が考えられるのでスポーツ傷害保険等に参加するなど事故に備えておくこと。
6. 使用中における傷害や疾病については、当該団体の責任において処理すること。
7. 校内では喫煙しないこと。
8. 校内での飲酒や酒気をおびての使用をしないこと。
9. 校内への危険物の持ち込みはしないこと。
10. 学校の電話の使用や取りつぎ、並びに湯茶の提供はしないので配意のこと。
11. 使用に際して生じたごみ等は、学校に残すことなく各自で処理すること。
12. 周辺に迷惑をかけるような騒音は慎むこと。
13. 使用した施設等の後片づけ、清掃は必ず行うこと。
14. その他、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則及び、この使用者心得に違反した場合は使用の中止をさせることがある。

<開放日時表> ※和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則

施 設 名	摘 要	開 放 日	開 放 時 間
運 動 場	夜間照明設備を設置していない学校	土曜日	午前 9 時～午後 5 時
		日曜日・祝日	午前 9 時～午後 5 時
		長期休業日	午前 9 時～午後 5 時
	夜間照明設備を設置している学校	平日	午後 6 時～午後 9 時
		土曜日	午後 6 時～午後 9 時
		日曜日・祝日	午後 6 時～午後 9 時
		長期休業日	午後 6 時～午後 9 時
体 育 館	全ての学校	平日	午後 6 時～午後 9 時
		土曜日	午前 9 時～午後 9 時
		日曜日・祝日	午前 9 時～午後 9 時
		長期休業日	午前 9 時～午後 9 時